

〔別紙1〕 ※補助事業者の方に必要となる事務手続きがわかるよう、各補助金等に合わせて内容を書き換えてください。

鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（各事務所長が別に定める日まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

3. 事業開始 → 着手届提出不要

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出不要

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内又は完了年度の翌年度の4月20日まで）

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払いは実績報告の内容を確認・額を確定の上、精算払いで行います。

資料提出・問い合わせ先

東部農林局事務所農業振興課（電話）0857-20-3557（ファクシミリ）0857-20-3561

東部農林事務所八頭事務所(鳥獣対策センター)（電話）0858-72-3821（ファクシミリ）0858-72-3823

中部総合事務所農林局農業振興課（電話）0858-23-3166（ファクシミリ）0858-23-3134

西部総合事務所農林局農林業振興課（電話）0859-31-9643（ファクシミリ）0859-34-1083

西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課（電話）0859-72-2007

（ファクシミリ）0859-72-2072